

規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十三号

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則（平成七年埼玉県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号リ(1)七中「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」を「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」に、「第一条第四号」を「第二条第四号」に改める。

様式第一号及び様式第四号から様式第七号までの規定中「おてせ」を「せせ」に改め、「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則中様式第一号及び様式第四号から様式第七号までの改正規定は公布の日から、別表第一第三号リ(1)七の改正規定は令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。